



令和7年10月15日

石川地方最低賃金審議会

会長 木村 弘 殿

石川地方最低賃金審議会

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 長澤 裕子

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月28日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

木村 弘

村井 充

長澤 裕子

(労働者代表委員)

九野 光佑

目澤 春樹

山下 敏弘

(使用者代表委員)

川島 直之

橋本 政人

本 裕一

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。）
- (2) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- (3) その他の金属製品製造業（打ちはく業を除く。）
- (4) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 生産用機械器具製造業（農業用機械器具製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）、建設用ショベルトラック製造業、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
- (7) 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。）
- (8) (1)、(2)、(3)、(6)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 090円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月31日



令和7年10月15日

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘 殿

石川地方最低賃金審議会
石川県自動車・同附属品、自転車・
同部分品製造業最低賃金専門部会
部会長 長澤 裕子

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月28日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

木村 弘
村井 充
長澤 裕子

(労働者代表委員)

九野 光佑
田中 隆之
中村 栄一

(使用者代表委員)

眞田 昌則
橋本 政人
光山 盛昭

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 自動車・同附属品製造業
- (2) 自転車・同部分品製造業
- (3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,090円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月31日